

# 「地域社会の発展に貢献する協同組織金融

## ー協同金融の現状と課題・展望について」

齊藤 正 (協同金融研究会代表/駒澤大学経済学部教授)

### はじめに 地域金融システムを考える視点

地域金融システム論を論じる場合、①地域経済論をベースにした地域金融論、②中小企業論をベースにした中小企業金融論、③協同組合論をベースにした協同組織金融論の三つを総合的にとらえる必要があります。具体的には故宇沢弘文先生が言っていた社会的共通資本という視点が重要です。宇沢先生は社会的共通資本について、自然資本、社会的インフラ、制度資本の3つからなると言っていますが、地域金融の現状を見た場合、この社会的共通資本が損壊している問題を視点としておく必要があります。国や自治体だけでなく、民間では協同組合や非営利組織が社会的共通資本を担ってきた主体ですので、地域経済、地域社会、さらに地域金融が衰退しているということは社会的共通資本が損壊しているということです。それからもう一つ、現代社会の変貌を社会関係資本、ソーシャルキャピタルの弱体化という視点で捉えることも重要だと思っています。

つまり、社会的共通資本の損壊と社会関係資本の弱体化という視点から、現在の地域社会をとらえていくことが重要です。

それからもう一つ重要な論点は、この失われた20年ないし20数年の中で明白になってきていますが、経済政策的視点と社会政策的視点を単純に二分化してとらえることが、乱暴で問題のある考え方であることを理論的に掘り下げて必要があります。言い換えれば、ダブルスタンダードの視点で考えていく必要があるということです。以上の3つの視点で整理していこうと考えています。

このダブルスタンダードについて一つ付け加えておきます。日本社会を大きく変え、現在の状況をもたらしたのは小泉改革だと思えます。それによって日本社会の在り方なり風景が変すっかり変わってしまいました。EUやアメリカは問題を抱えながらも社会として、日本以上に力強いと思えますが、それはEUでは中小企業や小企業を非常に重視しているという点にあります。2000年に有名なリスボン憲章、小企業憲章が作られ、小企業はEUの背骨であると高らかに謳いあげています。

アメリカでも、リーマンショック以降のアメリカ経済の回復を冷静に見てみると、大企業も急回復を示したわけですが、中小企業対策として一連の迅速な法律を何本も作って、大規模な財政資金を中小企業救済策として展開してきました。対照的に日本の中小企業政策は非常に貧弱であり、とりわけ小泉内閣、あるいは安倍内閣の下でも中小企業対策は大企業向け政策の二次的あるいは副次的な問題として扱われているところに大きな問題があると考えています。

### 1 掘り崩される「持続可能な発展」の基盤

#### 協同の分断と個の孤立化

具体的な中身に入っていきます。宇沢先生の著書を読み、話されたことを思い起こしますと、改めて鋭い方だなと思います。資本主義のいろいろな問題と同時に、社会主義についても手厳しく批判しています。彼はバチカンのヨハネパウロ2世を非常に高く評価して、これからの時代を社会主義でも資本主義でもない、別の見方で考えていたよう

ですが、社会的共通資本の捉え方は素晴らしいと思っています。

社会的共通資本が損壊していく過程において、協同組合も大きな困難を抱える時代になっています。レジュメ 2 ページ目 (1月27日研究会報告レジュメ) に「社会関係資本の弱体化」と書きましたが、協同の分断と、個の孤立化という問題です。これが極めて意図的に進められてきていることを、きちんととらえる必要があるだろうし、労働組合運動なり政治運動なり、その他の領域においても、これがこの間極めて意識的に進められてきたことを重視すべきです。政治学や、歴史学、社会学ではどういう風に考えているのでしょうか。経済学では新自由主義にたいする批判として、左翼はもっと政策的なことも語れという本も出たりしています。一面で正しいのかもしれませんが、旧来の経済学の枠組みにとどまっているように思います。私は社会における人間関係とか組織対組織の関係とか、国家の在り方とかをもっと深く捉えていくために、もう少しパースペクティブを広げていく必要があると考えています。

### 「孤独なボウリング」＝一人で黙々とボウリングする世界

最近パットナムとかロバーツの著作を読みました。パットナムは、「孤独なボウリング」という本で日本でも非常に有名になった人です。1960年代のアメリカは家族的で、友人あるいは地域との結びつきが極めて濃厚な人々が暮らしていた。若者達は仕事が終わった後、あるいは週末になると一緒にドライブに行ったりしていた。ボウリング場というのが象徴的ですが、グループで、あるいは家族で一緒に行動する機会があった。しかし、現在はボウリング場に一人で行って、黙々とボールを投げている。これが意味しているのは、アメリカのコミュニティがどんどん崩れかかっているということです。

ポール・ロバーツが書いた『「衝動」に支配される世界』＝インパルス・ソサイアティというのが原題です。人々は寛容性を失って、消費者主権の社会で消費者がその権利をどこまでも主張していくことを例に上げながら、「我慢できない消費者」というのは個人でもあって、そういう人が社会の共同だとか連帯だというものをつぶしていきと言っています。ファーガソンという人は歴史学者ですが『劣化国家』という本の中で、何十年にもわたって民主主義社会が続いてきたと言われているが、実はその過程で社会自体が劣化しているとも言っています。

日本に関して、今の社会が以前と大きく変わっているととらえている本がいくつも出てきています。湯浅誠さんの「すべり台社会」は有名ですが、一旦すべり台から落ちたらもう這い上がれない、そういう社会として捉えられています。

イタリアのルネッサンスの時代のエピソードを集めた本とか、江戸幕府が成立する前の室町時代の動乱の時代はどういう社会であったのか色々読んだりして感じることは、人間は全然進歩していないということです。いろいろな法律とか社会の仕組みは複雑化し、精緻化しているように見えるけれど、人間の本質は変わっていない、生産力が上がったからと言って、人間が本当に豊かになったのか？と思ったりします。

### ゼロサム社会＝誰かの成功を許せない社会

井出英策さんは「分断社会」という表現で、ゼロサム社会であるがゆえに、誰かの成功を許せない社会だと言っています。高度成長期のような、「三丁目の夕日」に描かれたような社会は、みんなが努力すれば報われる右肩上がりの社会だった。昨日よりは今日、今日よりは明日というふうな、夢見ることもできたし、実現もできた。ところがゼロサムになった結果、誰かが分け前を多くとれば、誰かがそれを譲らなければいけない世の中になったので、一人一人が分断される。正規労働者と非正規労働者という関係でも全く同じ現象として現れているわけです。

井出さんは、生活保護を不正受給したという一部の人の事例をつかまえて、社会が総バッシングする、弱者を徹底的にバッシングするような社会は、本当に健全な社会なのかと問っています。菊池史彦さんは、面白い方で戦後の歌謡曲などの歌詞を調べ、どういう歌が流行ったのかなど、広い意味での戦後の風俗を詳しく紹介しながら、日本社会の変容をとらえています。『「幸せ」の戦後史』では、仕事の在り方が、今までのような年功序列型、終身雇用といった労働慣行が大きく壊れてきたこと、家族の在り方についても、アメリカと同じような核家族化に染まって、一人一人の個人が行き場を失って漂流しているという言い方で、孤立化を指摘しています。価値観についても、かつての

メリカンドリームを追い求めることは現実的には難しい時代になったと言っています。

今の学生たちに、努力しても報われるという言い方は通用しません。努力しても報われるとは限らないことを彼らは皮膚感覚で分かっています。一人一人は目的を持ったり、意欲を持っていても、集団の中ではそれを押し殺して表に出さないようにという気配が濃厚です。ゼミの旅行の企画や、勉強についてもコンパについても、自ら手を挙げて、人のために積極的に手を挙げる学生はますます少なくなっています。

最近読んだ牧野智和さんの『日常に侵入する自己啓発』は非常に面白い本です。自己啓発の本が売れているようで、売れている背景には何かあるのかを言っています。一言でいえば、今の社会はハンドルの遊びが無くなってしまった。遊びの余地が無くなるので啓発本に合わせた生き方しかできない。そこからはみ出した場合には湯浅さんの言うように滑り落ちてしまう。正規と非正規の格差が明らかに大きいということがもう分かっているというわけです。

そういう中で東洋大学の学生が、最近、竹中平蔵氏の講義に抗議してタテ看板をだしたなんてことは、何十年ぶりの快挙だと思いました。そういう雰囲気は今の大学には全く無いですから。もう一つ、学生たちからは自己決定権を自分たちに背負わさないでくれという空気が伝わってきます。かれらはむしろ「決めてほしい」のです。誰かに決めてもらった方が楽なのです。教師は「自分で決めることが重要で、社会人になったらそこが問われる」と言うのですが、彼らはそれをしたがる。余分な苦労だと彼らは思っている。目に見えない、あるいは一見無駄な努力を社会が評価できなくなっていることの反映だと思うのです。授業に出て黒板に書かれたことはきちんとノートに書き写す、授業の出席状況もものすごくいい、しかし、いざそれに関係した問いかけをしても何も答えられない。無駄な努力、あるいは遊びから学ぶことが無いのです。

### どうしてそういう社会になったのか

問題は どうしてそういう社会になってしまったのかということです。世界共通の面もありますが、日本ではとりわけ、小泉・竹中時代において、徹底的に市場原理主義の浸透が図られ、具体的な個人ではなく、普遍的な個人、経済学で言うホモエコノミクスが中心におかれるようになったためだと思います。その結果一人一人の生活や毎日の過ごし方において、競争を強制される仕組みが作り出されてしまったためだと思います。

少し説明的に言いますと「官」と「公」が同一視される。「民」と「私」が同一視される。「官」を徹底的に叩くことによって「公」自体が、例えば郵政の肥大化と言って「民間に侵入してきた」ことが批判されました。言い換えれば「公」の領域がどんどん脇に追いやられていって、「私」が前に押し出されてきた。「民」はもっぱら「個」としての「私」の問題に置き換えられることになって、結局自己責任の領域にゆだねられることになったためです。

日本のもう一つの問題は市場原理主義の浸透が、セーフティネットが全くない中で進められてきたことです。ですから、いったん滑り落ちてしまう、脱落してしまうことへの恐怖感が先に立ってしまうのだと思います。私個人も今の生活に困っているわけじゃないですが、大きな病気でもなった場合に、どうなってしまうんだろうという不安感があります。そういう中で内向きの個人と言いますか、まずは自己防衛する個人というものが作られているのではないのでしょうか。

そういう中で、国連が言っているのが SDGs です。持続開発可能な目標とでも言いましょうか。途上国なども含めた目標で、一般的には持続可能な開発と訳されています。地域経済を考えた時に、日本や欧米のような先進国でも同じ課題を抱えていると思います。持続可能な開発については、レジュメに紹介したような定義づけがされていて「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発である」とされています。

宇沢弘文氏の社会的共通資本とこの国連の定義と関連しているのではないかと思います、書いたものでは見つからなかったのですが、ネット上の対談で同じことを言われているを見つけました。我々の後を継ぐ世代の利益を損なわないで、現代において様々な課題を解決していくことが必要だと思います。

2015年の国連の総会で SDGs という、かなり広範な領域において、持続可能な開発（発展）のためのアジェンダが採択されています。

こうした一連の流れのなかで 2012 年には国連協同組合年 (IYC) が設定されています。2012 年の国連協同組合年で

は、富沢賢治先生がIYC日本協議会の中心的なメンバーのお一人として、日本は協同組合法という統一法が無いので、それを作ろうと呼びかけ、努力されました。政府の取り組みとして、日本の協同組織あるいは協同組合と言われる機関が全部協議会に参加したのですが、農協と生協以外は必ずしも積極的だったという印象はありません。とくに協同組織金融機関である信用金庫、信用組合は形だけの参加であったといわざるをえません。これが日本の現状です。

## 2 地域経済の疲弊を招いた要因

### 80年代における自由化、規制緩和の「大合唱」

問題はそういう現状を招いた理由はどこにあるのかということです。結論的に言うと、80年代こそが金融自由化に対してどういう対応するかが問われた時代でした。政府財界は政府財界なりの対応を図り、労働組合や国民の側がそれに対して批判も行なった。しかし、日本の場合はバブル経済にのめりこんでいく中で、それが全部吹き飛ばされてしまったのです。一転して90年代にはいと、グローバル化が一気に進みます。ソ連・東欧が崩壊して、アメリカとヨーロッパは格好のフロンティアが拡大したと喜んだわけです。アメリカは、80年代は最悪の時代でしたが、90年代のグローバル化で今までにないマーケットが拡大したわけです。

その際に、日本だけがフロンティア拡大の波に乗り遅れてしまった。不良債権問題の処理にもたついて経済の発展、あるいはマーケットの拡大を図ることができなかったわけです。そこで登場したのが小泉首相でした。ヨーロッパやアメリカがフロンティア目指して着々と歩んでるときに、日本は乗り遅れたものだから、小泉政権は一挙に追いつこうとした。それが、現在の日本の状況を招いているというのが私のとらえ方です。

なお、小泉内閣の成立以前から、基本法の改正が進められてきたことも見逃すことが出来ません。中小企業基本法は99年に改正されました。農業基本法も同じ年に改正されて、今日における農協の改革、農協解体に進んでいく。さらに、安倍政権（第一次）になってから、2006年に真っ先にやったのが教育基本法の改正です。金融面においてもグローバルスタンダードが相次いで導入されて、不良債権処理や中小企業の統廃合がどんどん進められていきました。

### 90年代 アメリカン・スタンダードへのハードランディング＝「小泉・竹中改革」

#### 「官」から「民」へ

小泉改革の3つの柱についてはご存じのとおりで、1つは「官」から「民」へという形の政策金融改革であり、2つ目は中央から地方への三位一体改革。3つ目は不良債権の最終処理ということです。

問題はハードランディングですから、全体的に非常に厳しかったということです。それからアメリカ型の金融システムに、日本型の金融システムを完全に変えていく方向が打ち出されたことです。それを特徴づけるのが不良債権処理のあり方で、2002年10月の金融再生プログラム、いわゆる「竹中改革」で、間接償却から直接償却への転換が打ち出され、貸倒引当金を積む方式に代えて、ディスカウントキャッシュフロー方式で貸出債権を評価し、回収が見込まれない債権を、バランスシートから外すという方式へ変更されました。つまり、貸出債権の約定金利が例えばx%であっても、その分の金利が回収できるとは限らないから、市場の現在価値で割り引いて評価し、償却しなさいということです。そうすると、償却分は自己資本で埋めることとなりますから、自己資本比率が低下することになります。竹中氏はこうして大手行に強引なたちで公的資金の投入を図っていきました。

他方、中小企業金融機関に対しては、早期是正措置の脅しをかけ、実際に債務者区分をランクダウンさせて破綻に追い込んでいきました。当時、船橋信用金庫など露骨な形で破綻させられたわけです。いまだにその影響が残っています。信用金庫や信用組合は再編が進められ、数が急減していきました。今後、農協も問題になってくると思うのですが、数が減ると協会機能がものすごく弱体化するわけです。東京都に50いくつあった信用金庫が、今は27か28です。協会機能をそのまま維持しようと思えば分担金を上げなければ出来ない。しかし、各信用金庫は、経営的に

厳しくなってきた、分担金も負担出来なくなってきた、協会は職員の採用をずっと絞り、今までできたことがどんどんできなくなってきました。

信用組合には全国中央協会があり、それと資金運用の連合機関である信組連があるのですが、それらを一体化しようとしています。もう協会と連合会の二つを持つ余裕が無くなっているのです。農協に至っては全中解体が打ち出されて、農協はそれを受け入れたわけです。都道府県のJAの協会は残るみたいですが、協会機能が無くなっていくということを非常に心配しています。

1960年代の終わり、中小企業金融機関の再編が問題になった時、川口弘先生と全信協会長の小原鐵五郎氏が死闘長って政府の方針に対して異議を唱えたわけです。そういう力が今はありません。金融庁の言うことを如何にしてくぐり抜けるかということに汲々としているという状況だと思います。

### 「複線型の金融システム」

こういう傾向が、90年代の初めから非常に強くなってきたように思います。そういう中であってでも例えば、レジュメ3ページに書いておきました「資金繰り円滑化借り換え保証制度」とか、2003年の「リレーションシップバンキング」の金融審議会答申が出され、あるいは2002年に「金融検査マニュアル」の別冊「中小企業編」が出されていて、中小企業金融についての手当が全く無かったわけではありません。

そこには民商や中小企業家同友会の運動があって、それが自民党の政策をも動かすことになったと思います。しかしこの期間にアメリカ型の金融システム化がどんどん進められて、2002年の9月、「竹中改革」の1か月前に柳沢金融相の下で「中期的に展望した我が国金融の将来的ビジョン」が打ち出されています。これは極めて重要な金融審答申で「複線型の金融システム」を提起したものです。すなわち、従来のような間接金融・直接金融という言い方をやめて、市場金融モデルと産業金融モデルの二本立てで行きますよと。同じ間接金融で銀行貸出であっても、従来のように満期の返済期限まで待つ必要はありませんということです。つまり銀行の貸出債権をどんどん転売したり売却したりする、外国からのサービサーが入ってきたりして、中小企業への貸出債権の売買市場を証券化して作っていく、そういう方向に日本の金融システムを持っていきましょうということです。

これは非常に重要で、現在でもどんどん進められていることです。それから2004年6月の金融機能強化法ですが、先ほども言いましたように、大手行への公的資金の注入が竹中大臣によって強行されましたが、それ以外の健全行、地銀とか第二地銀などの健全行に対しても、公的資金を投入していく根拠を作ったのがこの金融機能強化法です。さらに12月には金融改革の最終的な姿として「金融コングロマリット」化が出されています。現在大手行は軒並みこういう方向に向かって進んでいます。今月の「日経」の「私の履歴書」で東京海上日動の石原氏が書いていますが、損保と生保の一体化をこれから進めていきますと言っています。

### 協同組合の「会社化」

小泉改革の中で進んだもうひとつは会社化です。会社法が2005年に作られまして、協同組合とか他の企業形態が、株式会社のスタンダードにあわせる方向で改革されてきているということです。

国際会計基準については、アメリカ型で行くのかイギリス型で行くのか、学会でもなお議論になっている部分がありますが、株式会社の原理に協同組合の原理を合わせようとする動きです。

具体的には、アイファース(IFRS)＝国際会計基準として、2005年前後に協同組合の出資金は自己資本として算入すべきではないという指針が打ち出されたのです。資本というのは「確定性の原則」があるというのがその理由です。ところが協同組合の「資本」というというのは自発的に加入し、自発的に脱退する権利が与えられているから、確定していないという。脱退するときに協同組合の出資金は返さなくてはいけません。返さなくてはいけないものは負債であるということです。今までの我々の考え方とは180度違う考え方が出されてきたのです。出資金と株式は明らかに違うわけです。我々が出資金というのはあくまでも会員が自発的に拠出するわけですから、協同組合にとっては自己資本だというのは自明のこととして考えてきたわけです。

結局、日本の農協などは、組合員が脱退した場合に農協自身が機関として、脱退した組合員の出資金を買い戻して「資本の確定性」を維持する形で対応しているわけです。その一例を見てもわかりますように、今までは協同組合と株式会社が並び立つ状況だったのに対して、協同組合を何かと追い込んでいく方向性が国際的にも進められてきている。とりわけ日本では、安倍内閣のもとでの農協解体がまさにそれなのです。アメリカの在日商工会議所も全く同じことを言っているのです。

### 小泉改革の帰結＝「ナショナル循環」、「ローカル循環」の切り捨て

小泉改革の帰結は何か。私の同僚である駒澤大学の吉田敬一教授は、今世界の経済循環は3つの循環から成り立っていると言っています。一つは「グローバル循環」で、世界的規模での最適地生産を志向する企業内国際分業。それから、「ナショナル循環」で国民経済レベルでの企業内地域分業。そして「ローカル循環」という地域単位での企業間の分業。この3つの循環が重層的な関係で、現代のグローバル化時代の世界の経済循環を形作っていると定義付けられています。そういう中で小泉内閣が徹底的に進めたことは、ナショナル循環とローカル循環の切り捨てだったと考えます。これを意識的にやったとみるべきです。

経団連のホームページに載っていますけど、2003年1月1日に当時の奥田会長、トヨタ出身ですが、彼がメイドインジャパン戦略からメイドバイジャパン戦略へ転換するんだと言っています。以降の経団連の会長を見ても、キャノンの御手洗氏、住友化学の米倉氏、それから現在会長の中西氏は日立です。

キャノンにしる、トヨタにしる、アメリカのマーケットが自分たちの収益として非常に大きなウェイトを占めているわけです。つまり日本で生産するんじゃなくて、メイドバイジャパンですから、メイドバイトヨタ、メイドバイキャノンであればいいわけで、日本の国内生産である必要はない。彼らも米国資本と同様、日本国内の規制が邪魔でしょうがないのです。80年代に金融の自由化や対外市場開放をアメリカから求められたときに、前川レポートが出されて、曲がりなりにも内需の拡大が必要だと言われていた時代があったわけですが、もうこの時代になってきますと一切内需の拡大なんて言わなくなります。

### 協同組織金融機関の見直し論

そういう中でわたくしの問題意識は協同組織金融機関がどういう立ち位置だったのかということにあります。国が協同組合や協同組織金融機関を抑え込む動きを強めてきたことに対して、協同組合の協同とか連携が、強まるどころかむしろ弱くなってきたのではないかと思います。2003年に農水省が農協の在り方に対する研究会で、JA改革を打ち出す。先ほど言いました会社法の成立で、株式会社のスタンダードを徹底するとされるのですが、農協については2003年の時点で、事業改革というかたちで今日の見直しにつながる方向性が出されています。2006年には協同組織の金融機関における法制的な見直しが提起されています。

先ほど申し上げたように、かつて1960年代の後半に、主に信用金庫制度の見直しが提起され、小原全信協会長と川口弘先生が猛烈に反論をぶったわけです。その時に出了されたのは、信用金庫にはいくつかの方向性があるということでした。一つは規模も経営内容も大きな信用金庫は、信用金庫にとどまると色々な制約があるので、普通銀行になって株式会社でやった方がいいですよということでした。もう一つは信用金庫にとどまるのであれば、信用組合と同じような規制に従ってやっていく。このようにいくつかの方策が出されて結局は、信用金庫はこれまで通りということになりました。

2006年にもう一度内閣府の「規制改革・民間開放推進会議」で見直し論が出てきました。信用金庫と言っても、今やってることは銀行と同じじゃないか。協同組織にとどまっている必要性は全くないのではないかという議論が一つ。もう一つはガバナンスが銀行より劣っているのではないかという批判です。旧態依然としたガバナンスにとどまっていって、とりわけオペレーショナルリスクと言われる職員の横領とか、不正といった不祥事が信用金庫、信用組合にはたくさん生じていることが問題視されました。

またバブルの時に経営トップ自ら乱脈経営していたことにも批判が集まりました。株式会社が少なくとも外部役員

によるガバナンス改革を行っている時代に、協同組織金融機関のガバナンス改革が全然進んでないということがあったわけです。

こういうことが提起されること自体が、協同組織金融機関の弱みだと思っわけです。このワーキンググループで出された議論は金融庁のホームページで見ることができますが、かなり手厳しいです。この見直し論が一体どこへ向かうのか、非常に心配していたのですが、幸か不幸かリーマンショックが起こって、「中間論点整理」というかたちで議論はいったん打ち切られました。もしリーマンショックがなかったら協同組織金融機関はかなり追い込まれていったのではないかと思います。

バブルで一番打撃を受けたのは信用組合業界でして、例えば大阪の木津信用組合です。東京でも東京協和、安全、コスモ、さらには老舗の永代、そういったところの経営者が軒並み捕まるわけで、大手ですから業界のリーダーです。それだけ大きな打撃を受けて、数も減りました。その結果として信用組合は特別報告書を作って、そういう乱脈経営の原因がここにありましたということをはっきりと示して、これからは協同組織の原則に基づいた経営に戻りますとうたっています。以来、信用組合業態は非常に頑張っていると私は思います。

しかし、その特別委員会報告はHPに載っていますが、残念ながらガバナンスについては一言も触れられていない。ですからバブルに汚染された原因が、例えばトップの独走であったのか、総代会のチェックが利かなかったとか、あるいは役員構成がどうであったかということについては、全然触れられていない。それは非常に残念なことで、だから余計に金融審議会でもガバナンス問題について問題にされたのだと思います。

### 「サイロ効果」=自分たちのことしか見えていない

それからもう一つはサイロ効果と書きましたが、明治大学の中川雄一郎先生が同様の指摘をされています。厳しい状況に追い込まれれば追い込まれるほど、外が見えなくなってくる。自分たちの中に引きこもってしまう。そういう事態が協同組織のところで起こってきたのではないかと。

ここで言っているのは、他の業態のことが見えていないという意味です。例えば同じ地域で存在しながら、その地域をよくしていくために一緒にやっというのではなくて、まさに敵なんですね。貸出金利にしてもダンピング競争が起こったりする。現在でも、東京の一部ではそういうことが言われています。

それから気になるのは、あまりにも経営者支配が進行しているのではないかとということです。協同組合ですから、会員の組織なのですが、今や会員の出資部分は微々たるものです。実際に金融機関の経営を担っているのは、職員上ガりのプロパー役員が大半です。ほとんど員外理事というのはいません。こういうことも問題視されてしかるべきだと思います。それから監査についても、今は有力なところは法人監査が義務付けられていますが、監査法人に協同組合の本当にことがわかるのか、株式会社と同じ感覚で監査することになりがちではないかということです。

突き詰めていきますと、明治政府が平田東助と品川弥次郎をヨーロッパに派遣して、協同組合を日本にも導入しようとしたけれど、平田東助は農商務省で、品川弥次郎は内務省でしたから、縦割りに官僚が支配しやすいように制度設計がなされていた、言い換えると、上からの協同組合を導入する形になった。つまり組合員が自発的に地域のいろんな問題に対処するのではなく、政府の支配組織の一つとして、協同組合制度が位置づけられていた。ですから信用金庫にしても信用組合にしてもオーナー意識が強いですし、地元の名士が経営者として支配する。戦後になっても、業態別に法制化され、農協は農協法で、信金は信金法でと全部法律が違い管轄官庁も違うわけです。

そこの支配層は日本社会の当時の在り方として位置付けていたと思っています。それを乗り越えていく必要があるのではないのでしょうか。

## 3 アベノミクスと「地方創生」戦略

安倍首相は、まことに巧妙に展開していると思います。小泉政権のやり方があまりにも酷かったので、民主党に政

権が移りました。あの時の熱狂ぶりはすごかったと思います。中小企業家同友会も含め、当時は社会が変わると大いに期待していましたね。ところが民主党がやろうとしたのは、「仕分け」に象徴される「政」対「官」の対立を作り出すことでした。国民が期待した論点、すなわち、新自由主義の是正という期待とはずれていったわけです。その結果、民主党に対する期待感が大きかった裏返しとして国民の失望感があまりにも大きかったため、安倍政権にとって替われ、安倍首相はそれをものすごくうまく利用していると思います。

いわゆる55年体制が崩れて“winner takes all”（勝者がすべてを取る）というグローバル資本主義の論理が強まるなかで、その論理と国内における小選挙区制の政治的論理との整合性が図られたことも日本社会における非常に大きな変化であったと思います。色々な評価はあると思いますが、自民党と社会党との間、あるいは自民党の派閥間の調整によってバランスがとられてきた時代から、派閥自体が意味をなさなくなるようになりました。今、安倍首相がそれをうまく利用して、官邸機能を強化するとか、あるいは執行部の言うことを聞かない者は徹底的に排除していくという政治姿勢に現れてきていると思います。

### 安倍首相が描く「美しい国」日本の姿

小泉内閣になって日本全体に経済の回復という幻想が生まれ、その隙にアメリカンスタンダードがどんどん入ってきたのではないのでしょうか。小泉内閣で打ち出された新自由主義戦略に、自民党の中からも抵抗できない状況になる。小泉政権の後には第一次安倍内閣になり、安部首相が一年で病気になり、後の福田内閣も麻生内閣も短命でした。それは、それだけ国民からの批判が強まったからで、それだけにその後の民主党政権に対する期待が大きかったと思うのです。しかし、民主党がやるべきことは新自由主義に対する修正であったはずなのに、そうではなく「官」対「政」という形の対立軸を打ち出したことで、逆に国民の失望感を招くことになった。そして、第2次安倍内閣が満を持して登場したのです。

安倍第2次政権はこうした状況をうまく利用し、安倍首相が描いたのは、「美しい国ニッポン」で、戦後積み上げてきたものを全面否定するということです。民主党政権でやろうとしたことの中には、中小企業家同友会などの運動もあり、積極面も当然あったわけです。中小企業憲章の閣議決定や、小規模企業振興基本法が民主党政権の時代につくられました。中小企業憲章は閣議決定で法制化には至らなかったのですが、小規模企業振興基本法は法制化されました。金融アセスメント法や労働者協同組合法はあと一步でした。

特に労働者協同組合法ができ停止れば、今の日本社会はかなり変わっていたと思います。当時は世界的にも協同組合への関心が盛り上がり、国連協同組合年が2012年でした。労働者協同組合法が当時の民主党政権のもとで野党の一部も巻き込んで法制化が進められようとしていたのですが、残念ながらとん挫してしまいました。

### 農協改革に示されている協同組合の「解体」圧力

安倍政権の成長戦略を一言で言えば「トリクルダウン」論です。去年の「骨太の方針」でもそれを掲げていて、大企業あるいは首都圏の経済の発展がやがて地方にも波及していくとして、そういう政策をとりますといまだに言っている。二点目は、コンパクトシティ論です。地方創生法は作られましたが、少子高齢化を後戻りすることはできないので、それに見合ったかたちの必要な機能を都市の中心部に集めていくというのが、コンパクトシティという考え方です。全体的には、都道府県ごとの自治体運営が財政的に難しくなっているのが、道州制を目指すと言っているわけです。そういうことを前提として、地方版総合戦略を全国の自治体に出させて、それに応じて新型の交付金をだす。それは微々たるものですが、その交付金に差をつけていく方向性が示されて、全国の自治体がそれに基づいて総合戦略を策定しています。

問題としたいのは、その中で協同組合への攻撃がものすごく強まってきたということです。農協についてははっきり農協解体路線が示されています。これは小泉内閣以前から政府の方向性として打ち出されていたわけですが、いよいよ最終局面に入ってきている。

2014年に規制改革会議が農業改革を出したことがきっかけとなり、2015年8月に改正農協法が成立して、中央会



制度を廃止し協会機能が廃止されることが決まりました。それから農協に利潤原理が容認されることになりました。農業を成長産業にもっていくことに主眼がおかれているのです。さらに、農協改革は農協法の改正で済んだわけではなくて、2016年の11月に規制改革会議が4つのポイントをあげ、さらなる改革を促しています。一つは全農の農産物委託販売の廃止と、全量買い取り販売への転換です。二つ目は全農の購買事業の新組織への転換です。これはもうすでに進められているところですが、つまり全農について2重の意味で株式会社組織に変えていって、一般の商社等々の企業と競争させるという方針で進められているのです。

問題はレジュメ5ページにあります。信用事業を営むJAを3年後を目途に半減し、JAから信用事業を分離するとともに、准組合員制の見直しを迫ってきていることです。かつて郵政事業の民営化でも、日本郵政は貯金もやり保険もやり郵便もやり、郵便事業が赤字でも、保険や貯金事業で補い、全体の事業を一体化することで成り立っていたのですが、それが解体されてバラバラにされました。

農協についてもまったく同じ方向性が示され、その一つのポイントが信用事業です。共済も入るのですが、信用と共済事業がJAでは唯一儲かっている事業部門なのです。それをやめさせて、貯金事業などについては農林中金の例えば代理店になるとか、そういう方向に変えなさいということが示されています。

それからもう一つは農協特有の制度である准組合員制度です。基本的に組合員は農家でなければいけないという法律になっていますが、地域の利用者などが准組合員として組織化されているわけです。准組合員はしかし議決権をもっていない。政府から見れば兼業農家であり、小規模農業しかやっていないような農家組合員が農協の決定をしてよいのかということです。実際に農協を利用している准組合員というのは議決権をもたない組合員です。それは、協同組合の制度から見ておかしいんじゃないのという主張をしているわけです。これが今後大問題になることは必至です。

その背景にはアメリカの対日市場開放圧力と日本の金融大手の思惑があります。アメリカの穀物メジャーや農薬メジャーが、日本の農協等々を乗っ取りあるいは買収を仕掛けるために、株式会社に転換させて傘下に置かせるという狙いがあります。それから今JAバンクの貯金が90兆円余り、共済の契約が300兆円余りあるわけですが、それを取り込みたいという露骨な意思が働いているだろうということです。

参考までに、レジュメに在日米国商工会議所のホームページから、関連した対日要求を抜き書きしておきました。要はイコールフットイングということを行っているわけです。つまりアメリカの保険会社と同じ競争の土台にするためには、協同組合であってはいけませんと。協同組合であり続けるのであれば、アメリカの保険会社と同じ規制に服することにしなさいということ露骨に主張しています。同じ規制が適用されるまでは、一切新しい事業だとか優遇処置といったものを取らせてはならないと、ものすごく露骨に言っているわけです。

郵政改革の時もそうでしたが、在日米国商工会議所の提言とか意見がそのまま日本政府の方針になっていくわけです。アメリカの保険会社等々だけではありません。ここは日本の金融大手もメンバーになっていて、日本の金融大手も同じことを考えているのです。農協の将来がそういった方向に進められていった場合にどうなるか。郵政の二の舞になることは明らかだと思います。

つまり、郵政改革の時に外資の参入が問題にされましたが、今、アフラックなどが郵政を完全に取り込んでるわけで、農協のマナーが取り込まれる恐れが十分にあるということです。

## 4 地域再生に向けた協同組織金融機関の役割と課題

### 田園回帰1%戦略 地元の人と仕事を取り戻す

最後に、地域再生に向けた協同組織金融機関の役割です。何よりも内発的發展ですね。先ほど三つの循環をあげましたが、ローカル循環というものをごどのように内発的なかたちで作り出していくのかということです。レジュメに私の大学院の先輩であります保母先生の意見を抜き出しました。②で紹介しています藤山さんは島根の方でして、非常に面白いと思ったのは「田園回帰1%戦略」ということです。島根県の中山間組織において若い人の定住が進んでい

る。だから実際のやりかたによっては、若い人を呼び込んでそこに定住してもらって人口を増やすこともできるし、同時に地域の経済もしっかり回っていくと言っているのです。

そのポイントとなるのが二点あり、一つはローカル循環を考えた場合に、地域で例えば特産品を生み出すとか、外部から人を招いて所得を生み出すということだけではなくて、外から買うことで地域から流れ出てしまう資金を食い止めることがむしろ大事であるといくことです。

観光だとか企業誘致というのは将来的に不安定な面もあるわけで、そうじゃなくて地域から流出していく資金を抑えていくというほうがむしろ大事だという考え方です。

もう一つは1%というところを藤山先生は非常に重視し、5%とか10%もの高い目標を掲げてもそれは実現不可能であるというのです。1%であれば地域では小学校単位だとか、公民館単位で考えましようというのです。例えば町あるいは村で全体で、何人と言ったらなかなか目標としては難しい。公民館単位で一人を年間で増やしましようということであれば、具体的な目標としても立てやすい。そういう地道な取り組み努力が大事ですよということです。

### 福島県「土湯温泉再生プロジェクト」

事業レベルで素晴らしいと思ったのは、土湯温泉のバイナリー発電の事業スキームです。福島県では飯坂温泉が大規模な温泉として有名ですが、飯坂温泉とはちょうど逆方向の福島市の西南部に、土湯温泉というところがあります。そこが震災で被害にあいました。原発の事故もあって、立ち上がったのが地元の人たちです。なんとか温泉場としての特性も生かして、エネルギーの自給をやろうじゃないかということで、一つはバイナリー発電（地熱発電）ともう一つは小水力発電を考えました。その二つの発電事業を計画して実際に立ち上がって一昨年に完成しました。研究会で見学に行き、色々説明を受けてきました。

すごいなと思ったのは出資者が全部地元の組織であることです。それから復興事業とか、温泉発電事業主体の土湯温泉エナジーという会社も、全部地元の出資でなりたっている。

それともう一つは、融資について地元の金融機関である福島信用金庫が中心的な役割を果たしていて、そこに国の政策機関である日本政策金融公庫が協調融資をしているということです。さらにその融資の債務保証を石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行って、いざという時の対応も図っているということです。さらにそういう事業計画を綿密に練って、採算等々も含めて計画された結果、経産省の補助金を取りこむことができているということです。

日本は火山国ですから、地熱発電に取り組んでいるところは全国にたくさんあるんです。しかし、硫黄がすぐ管につまるとか、どうやって除去するのかについての技術的な問題があるようで、そういう技術的な困難を最終的に乗り越えることが出来て事業の成功に導くことができたということです。もう一つは日本の場合、こういう一つの事業を行う場合に、関係する官庁が多くなって複雑になっているのです。しかも国立公園の中に発電所を作ったわけで、許認可が厳しくて複雑であったということです。これだけの異なる官庁をまたがる事業を、成功裏に進めることが出来たことに感銘を受けました。

この社長さんがまさにこの温泉の出身の人であり、それだけ熱意があったと思いました。それだけではなくて、福島信用金庫でこの事業を中心的に進めた方も、この温泉の出身の方でした。それからこのホテルの経営者の方も、出資体である「湯遊つちゆ温泉協同組合」の理事長さんです。地元の人がそれだけ熱意をもって進めたことがこの成功に導いたと思いました。

私が言いたいことは、そんなに大規模な事業ではなくて、土湯温泉というのは福島市の一つの地域ですが、その地域でこれだけのことが、住民の熱意とか思いで実現できるということです。全国的に、商店街に空き店舗がいっぱいあるとか、農村でも休耕田がいっぱいあるとか言われます。そういうところの地方再生の可能性について明確な事業スキームと地元の人々の熱意や思い、もちろん見通しがあれば、かなりのことが出来るんじゃないか。一つの例としてこのバイナリー発電の事業というのが位置付けられるのではないかと思います。

## 帯広信用金庫の先進的取組み事例

もう一つ注目したいのは十勝の帯広ですね。これは地方版総合戦略の策定以前から、自治体の条例、自治体の産業政策をベースにして、地域のいろいろな人たちが関わって全体的に取組みが進められている事例です。こういう取組みが、これから全国の自治体においても必要ではないかと思います。内閣府が行った地方再生計画についてのアンケートをみますと、総合戦略の策定にあたって交付金もありましたから、多くの自治体や金融機関が総合戦略の策定の際、自治体との連携協定を形の上では作っています。自治体と信用金庫、自治体と農協、自治体と地方銀行という形の連携協定が結ばれているわけです。しかし、中身を見てもほとんどがスポット的なですね。

これから何年後の人口の推定をいくりにするとか、振興方策の中心に何を置くのかなどについて、全部コンサルタント任せになっていて、丸投げに近い状態で、大体似たような総合戦略ばかりになっている。そういう中で地方の個性を生かした条例をベースにして、そこにビジョンなりノウハウを描きながら必要な政策を作っていくという点で、北海道の帯広市は素晴らしいと思います。

これについては、中心的な役割を果たした帯広信用金庫の秋元さんに協同金融研究会に来ていただき、研究会で報告していただいたので、協同金融研究会のホームページにも載っております。ご参照いただければと思います。[\(協同金融研究会ニュースレターNo137\)](#)

秋元さんという方は非常に面白い方で日銀の帯広の出張所長であったんですけども、帯広がすっかり気に入って栄転を断って帯広信金に異動された方です。帯広市をとりまくいくつかの市町村を含めて人口 30 万人の「十勝フードバレー」というビジョンの中心的な人物として取組みを進められています。

## 「公」と「私」を繋ぐ「共」の回復の担い手となることが求められている

最後になりますが協同組織金融業態の在り方は、先ほども言いましたように、中川雄一郎先生が言うサイロ効果から抜け出して、もっと広い意味での協同ということ協同組織金融機関自身が考えていかなければ、孤立した取組みになってしまい、どんどん厳しい状況になっていくのではないかと心配しています。

例えば韓国で協同組合基本法が 2012 年作られていて、イタリアでも社会的協同組合法というもの作られていて、3 人いれば誰でもどこでも協同組合が作られることになっています。イタリア南部ではマフィアがかなり乱暴なことをするわけで、マフィアによってつぶされた工場を 3 人が集まって立て直すために協同組合を創る、そういうことがイタリア全土でできる。イタリアも韓国も経済的にはかなり厳しいわけですが、地域単位で見れば、まだまだ日本以上に可能性が住民の自治も含めて根強く生き続けていると思います。レジュメにあげましたスペインの貯蓄銀行、これは協同組合ではありませんが、社会的配当という形で利益の一部を地域に還元しています。

協同組合は組合員のものであるか、少し広く社会のものであるのか、古くて新しい議論がずっと続いています。国際的に見ると ICA が、協同組合は地域で成り立っている事業体だとして、地域への貢献を 1995 年に第七原則という形で新しく付け加えています。ですからそういう意味では狭い意味での狭域ではなくて、地域というものを含めた広域に踏み出すということです。アメリカではクレジットユニオンがあり、これは個人向けの融資が中心ですが、1988 年に法律を変えています。いわゆるマルチコモンドという形で、組合員の範囲を広げることになりました。これが一つの流れです。

日本の場合は、逆に先ほどから言っていますように自分たちことしか知らない、地域に対してはあまりに関心がない、他の業態に対してはほとんど無関心であったりする。そういう傾向を克服していく必要があると思います。

それから地元の資源を活用した、生活関連型コミュニティビジネスについてもレジュメに書きましたが、これもそんなに簡単な話ではないわけで、例えば北海道なんかは人口がどんどん札幌に集中してどうしたらいいのかわかりません。しかし、先ほど島根の例を出しましたが、生活関連型のコミュニティというビジネスが、東京近辺ではたくさん生まれてきているわけです。一番有名なのは鎌倉ですか、カマコンというかたちで自由に発想をしながら、地域全体を少しでも良くしましょうという思いがあれば、だれでも参加できますよという勉強会を作り、その中で事業を立ち上げていく。そういう運動が進んでいますが、そういうものこそが長期的に考えた場合に長続きするだろう

し、今の若者に対しても魅力的な事業というものを提供できるのではないかと思ったりします。

今の時点で一番重要だと思うのは、先ほどバイナリー発電のスキームを紹介しましたが、エネルギーを自給自足できることがものすごい大きいことだと思います。農業をやるにしても、なにをやるにしても、エネルギーを自分たちの手で自由にできるという状況があれば、大抵の場合は乗り切れることじゃないかと思います。

最後の最後に、協同組織金融機関に求められている主体的条件と相互扶助とは何なのかということです。これまた最近読んだ本でテツオ・ナジタさんという、多分日系2世の方が書いた「相互扶助の経済」という本がありました。そこで一番感銘をうけたのが、相互扶助の精神で協同組合等々を作ってきた人たちは、ごくごく一般の普通の人であるということです。我々もそういう歴史に学んで一人の人間としてそういう思いがあれば、そういう取り組みというのを結構なことができるんじゃないかと思のです。

この研究会に際して、事務局からマネーのトレーサビリティという点に触れてほしいと言われました。全体として考えれば、マネー資本主義とかマネーの暴走とか言われていて、実際にそうなってるわけです。経済全体も金融化という形で、この研究会でも高田先生がその本質を報告されてきたと思います。だからこそ協同組合や地域経済を考えた場合に、そういうマネーに志を持たせる必要があるし、そのマネーというものがどこからきてどこに行くのかということ、協同組合あるいは協同組織として会員や組合員とともにしっかり見据えていくことが、ますます大事になっていくと思っているところです。農林中金の大先輩に非常に法律に詳しい方がいて、「マネーには色はありませんよ」と言われたことがありました。定年までのあと2年間の間にその答えを見つけたいと思っているところです。以上、まとまらない話になりましたが、私の思いが少しでも伝わったとすれば幸いです。